口頭弁論メモ

今から21年前、2005年の9月14日に最高裁は大変重要な判断をしました。海外に暮らす人たちがその結果として日本の住民登録をしていない、そういう場合に選挙権を行使することを妨げている、それが憲法に違反するという判断です。裁判所はこの判断を導くために、大変厳しい審査基準を用いました。その理由は、こうした厳しい審査基準を用いることで、裁判所が私たちの国の民主政の過程を守るためでした。つまり、私たちの社会に多様な人が暮らしている、誰もが自由に議論をし、誰もが投票することができる、それがこの民主主義社会の根幹だからです。そのためには、非常に厳しい審査基準が必要でした。

この判例は21年間かけて、すでに私たちの社会に定着しています。たとえば東京地方裁判所は2013年にこの判例を使って、成年被後見人の選挙権制限もやはり憲法に違反すると判断しました。国会はこの判断を受け入れて、すぐに法改正をしています。その後、今年3月には高松地方裁判所がやはりこの判例を使って、今度は受刑者の選挙権制限が憲法に違反すると判断しました。多くの研究者が21年経った今でもなお、この判例の重要性を指摘し続けています。

この判例はまた、私たちに非常に重要なことを教えてくれています。この法廷にとって重要なことです。私たちの民主主義を守ることができるのは国会ではない、残念ながら内閣でもない、裁判所だということです。当時の判決を主導した福田博判事は、その補足意見で次のように言っています。「代表民主主義体制の国であるはずの我が国が、住所が国外にあるという理由で、一般的な形で国民の選挙権を制限できるという考えは、もう止めにしたほうがいいというのが私の感想である」、そう述べました。裁判所の役割の重要性を認識している裁判官ならではの言葉でした。

もうやめにしなければならないことがまだ残されています。この事件がまさに、もうやめにしなければならないものです。つまり、国内に住んでいる、それなのに選挙人名簿に載らない人がいるということです。その理由は引っ越しをしすぎている、そのせいで一か所に住んでる期間が短すぎるということでした。

この人たちと海外に住む人たちというのは、実は選挙人名簿という制度から見ると、非常に似た状態にあります。なぜなら、どちらの事例でも国内に３か月間の住民登録がいるというルールが基本的な出発点になっているからです。しかもど

ちらの事例でも、この選挙権制限のせいで私たちの国の民主政の過程が害されている、これも全く共通しています。

この海外居住者の事例について、当時、在外選挙人名簿があったではないか；だから彼らは国内の人とは違って別でくくり出されていたのではないか；そういう制度を違憲だと言ったのではないか；そうであればこの事件とは状況が違うんじゃないか、そういう理解は間違いです。明らかな誤りと言わなければなりません。なぜなら、確かに判決の時、在外選挙人名簿はありました。しかしそれができたのは1998年の法改正の時です。判例はその法改正以前の制度もやはり憲法に違反すると判断しました。そしてその過程でやはり非常に厳しい審査基準を使っています。

つまり判例は、別の制度があるかどうか、特別にくくり出しているかどうかではなくて、あくまでその人たちが選挙権を、選挙権の行使を制限されているかどうか、それによって民主政の過程が害されているかどうかによって審査基準を決めているわけです。この事件で判例と同じ審査基準を使って、同じ結論に至らない理由はありません。

選挙区内で引っ越しをしたという理由で選挙権を制限していい、そういう考えはもうやめにしなければいけないのです。ありがとうございました。

以上